



めぐみ さゆり  
**恵 小百合**

(江戸川大学社会学部環境デザイン学科教授、NPO荒川流域ネットワーク代表)

埼玉県生まれ。東京大学大学院建築環境工学専攻修士課程修了、同博士課程単位取得満期退学。(財)政策科学研究所主任研究員を経て、江戸川大学へ。1997年(平成9年)に環境情報学科教授、2002年(平成14年)より現職。(社)日本ナショナルトラスト協会評議員、(NPO)荒川流域ネットワーク代表、(NPO)NPO支援センターちば代表理事のほか、国土審議会、林政審議会、文化財審議会などの委員も努める。主な著書に「自治体・地域の環境戦略」「アメリカのNPO」「日本の水文化」などがある。

# NPOが先導し、行政や企業が形にしていく。3者の役割分担と協働のトライアングルがこれからの地域づくりの推進力となる。

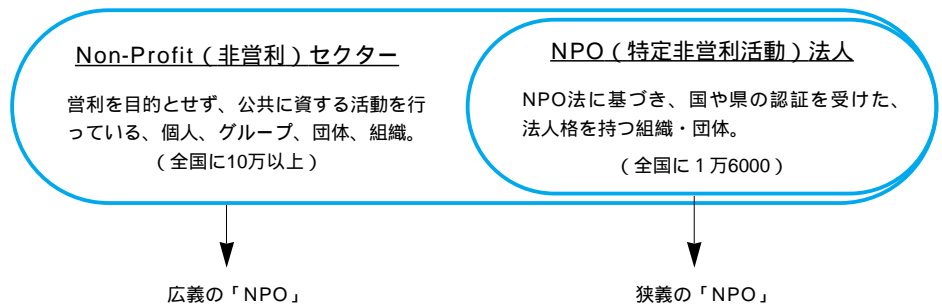
活動テーマはさまざまだが  
市民が主体的に社会に貢献する活動を展開

活動テーマは、環境、福祉、まちづくり、教育などさまざまだが、市民が主体となって、不特定かつ多数(=社会)の利益増進に寄与する活動を行うグループや団体をNPO(Non-Profit-Organization; 非営利組織、あえて私は、Not only for Profit Org: 営利を目的としない組織と呼びたいが)と呼び、今社会的に大きな注目と関心を集めている。

NPOという言葉は、今、大きく次の2つの意味で使われているようである。1つは、1998(平成10)年に施行された「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて、国(内閣総理大臣)や都道府県知事の認証を受け、「NPO法人(特定非営利活動法人)」と呼ばれる法人格を持つグループ。2004年3月末で全国に約1万6000のNPO法人がある。

もう1つは、これまでの行政(公的セクター)、企業(私的セクター)と同様の社会的なセクター(グループ)として、認証されたNPO法人に限らず、営利を主たる目的としない市民や住民のグループ・団体の総体を指すもの。個人から組織まで、任意のグループや団体から、法人まで、非営利(Non-Profit)セクター全体を幅広くとらえ、いわば広義のNPOといえるこちらは、数は不明で、少なくとも10万団体以上はあるとされている。

図1 NPOのとらえ方



\*1 特定非営利活動促進法(NPO法)

NPOに法人格を付与することなどを目的とした「特定非営利活動促進法」(NPO法)は、平成10(1998)年12月1日に施行された。これまで、多くのボランティア団体やNPOは、法人格を持たない任意団体として活動していたため、さまざまな制約があったり、行政の事業受託や補償金の対象になりにくいなど、不都合が生じていた。こうした制約を緩和するとともに、活動を促進・活性化することを目的に、簡易な手続きで法人格を取得できる道を開くための法人格付与制度として、「特定非営利活動促進法」が市民の動きかけで、議員立法として定められた。

この法律によって、所定の申請書類と手続きを行い、内閣総理大臣又は都道府県知事の認証を得られれば、企業や公共法人と同様な権能を持つ「法人」(特定非営利活動法人)と位置づけられる。

20世紀の社会は、行政と企業という2つのセクターが社会を動かす2極構造だったといえるが、21世紀は、市民社会と言うことができ、「市民(NPO)」という成長してきた非営利セクターを加えた3極構造で、3者が連携・協働しながらさまざまな社会課題を解決し、よりよい持続的循環型社会を実現していくことが期待されている。